

2014年11月 7日

北海道知事

高橋 はるみ 様

2015年度（平成27年度）

勤労者の福祉向上にかかわる要請書

北海道労働者福祉協議会
理事長 高 柳 薫

日頃、道民生活の安定・向上のため、ご尽力されていますことに敬意を表します。

当北海道労働者福祉協議会は、今年3月30日で創立50周年を迎えました。その間、北海道からもご指導・ご支援を賜り、篤く感謝申し上げます。今後も、私どもは北海道で働く勤労者の福祉向上、さらには安心・共生の福祉社会実現のため努力してまいります。

さて、国連総会は、2012年を「国際協同組合理年」として決議し、「貧困の根絶」、「就労機会の拡大」、「社会的統合」を加盟各国に呼びかけました。また、協同組合がもつ社会的機能を評価し、「社会経済開発に貢献する協同組合の認知度を高め、協同組合の奨励・促進」を各国政府に求めています。このことは、行き過ぎた「市場経済」が世界経済を時には混乱させるだけでなく、富の偏在をもたらしていることから、「連帯経済」へパラダイムシフトを促しているものと受け止めています。私たち北海道労働者福祉協議会はこうした国際的要請に応え、社会的役割を果たしてまいり所存です。また、協同組合の啓発・認知度の向上、勤労者の福祉充実・暮らしの底上げに果たす道政の役割に期待をするところです。

一方、昨今、本来、国が持たなければならない税制や社会保障を含む所得再分配機能の劣化が著しく、年収200万円以下の低所得者の増大、貧困の連鎖等勤労者・道民は極めて憂慮すべき状態におかれています。さらに、消費税増税、灯油等石油製品価格の高止まり等によって道民生活は一層厳しさを増しています。とりわけて本道における生活保護世帯数は高い水準で推移しており、高齢・母子・傷病・障害のいずれにも属さない「その他世帯」が急増しています。このことは本道の雇用情勢の厳しさをあらわしていますが、「働いても生活できない」、「働きたくても働けない」社会は健全なものとは言えません。また、公的住宅の2000戸に一件の割合で「孤立死」が発生していることが既に明らかになっています（総務省2012年度調査）が、刑事訴訟法が規定する「変死」の件数は道内で1年間に7223件あり（2013年度道警調べ）、そのうち「孤立死」が相当数に上っていることが考えられる等社会全体の「支えあい」の機能が脆弱になっている実態も広がっています。

こうした社会から一日も早く脱却するため、新しいセーフティネットを重層的に構築し、社会的連帯を大切にしたい安心社会の実現が求められています。そのため、公・民一体となった着実なとりくみの充実が必要です。

以上のことから、下記の事項を要請いたします。

1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

(1) 北海道としての協同組合の支援強化

国連は2012年を「国際協同組合年」と定め、「協同組合は経済・社会の発展への人々の参加を最大限に促し、経済・社会の発展の主要素である」として、各国政府に協同組合の育成・促進を求めていることから、協同組合の社会的役割・価値を高めていくための施策を進めるとともに、協同組合支援を強化すること。また、協同組合の政策的位置を高めるよう国に働きかけること。

(2) 北海道における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

広く道民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会を開催すること。

(3) 北海道における統一的な窓口設置、連絡協議会等の開催

協同組合に関する統一的な窓口を設置するとともに、協同組合の支援強化等に関する連絡協議会を開催すること。

(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手として、「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進すること。

(5) 連帯経済を支える非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実

行政と非営利・協同組織との関係をコスト削減や下請型の業務委託ではなく、連帯経済を促進する主体として、目的や基準(公正労働基準)を明確にした対等なパートナーシップに基づく協働の関係へ再編成すること。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進を図るため、指定管理者制度等の公共サービスを支える政策・制度を総合的に見直し充実させること。

2. 東日本大震災の被災者支援と復興・再生

(1) 被災者・避難者への生活支援

被災地から北海道内に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めること。

- ① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関する極め細やかな情報提供や総合相談の体制を整備すること。
- ② 経済的な理由で就学の機会が失われることがないように、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかること。

3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

(1) 「孤立」から「支え合い」の社会へ

- ① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の充実を図ること。また、自死やメンタルヘルス問題への偏見を取り除くため啓発・教育活動に取り組むこと。
- ② 地域における餓死・孤独死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築すること。

(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ

- ① 生活保護制度における生活扶助基盤の大幅引き下げは、同基準に準拠する諸制度、すなわち準要保護者に対する就学援助制度における学用品費等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免等の地方単独事業も含め、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう引き続きとりくむこと。また、市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。
- ② 公的機関が民間企業などへ委託・発注する全ての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約条例を制定すること。
- ③ 認知症対策を政府全体でとりくむため「認知症対策基本法」を制定するよう働きかけること。
- ④ 社会問題になりつつある高齢低所得単身女性の課題に対し、地域の実態調査と施策立案など体系的な施策を検討・実施すること。

(3) セーフティネットの一環として、福祉灯油の充実をはかること。

灯油価格が現在 100 円/ℓを超える状況の中で、一戸建て住宅の年間の消費金額は、10年前と比較し、約7万5千円増額しており、年金生活者・低所得者には重い負担となっている事から速やかに以下の対応をとること。

- ① 国に対して、交付金の支給と増額を要求すること
- ② 道内の自治体では、福祉灯油未実施自治体があることから、制度化促進に向けとりくむこと。
- ③ 支給金額が一冬 1550 円から4万円（2013年コープさっぽろ調査）と大きな格差があることから、セーフティネットとして機能するように、実態調査を行うとともに、補助金を増額すること。

(4) 人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善

- ① 新たな生活困窮者支援など業務拡大・高度化を踏まえ、福祉事務所におけるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高める措置を講じること。
- ② 生活保護の実施機関である地方自治体は、申請権（保護請求権）や受給権を侵害する違法な運用（いわゆる水際作戦）を行わず、窓口での申請抑制制度や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に添った運用を徹底すること。
- ③ 生活保護の実施機関である地方自治体は、生活保護を必要とする人の申請権の行使と受給が可能となるよう、地域住民への制度周知や実施機関での申請書類常備等、地域住民のアクセスと運営体制の改善・充実を図ること。

(5) 新たな生活困窮者支援制度にむけた体制整備

生活困窮者自立支援法の成立を受け、2015年度からの制度の本格実施に向け、地域住民の生活実態に照らして対応すべき以下の課題について早期に検討・実施を図ること。

- ① 生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築すること。
- ② 実施に当たっては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的な視点や、「包括的かつ個別的な支援」、「早期からの継続的な支援」といった本来の趣旨・理念の徹底をはかること。
- ③ 福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制や官民協同の幅広いネットワークを構築すること。
- ④ 支援員等の人材養成においては労働相談にも対応できるような研修を組み込むこと。
- ⑤ 新たな困窮者支援制度の実施にあたっては、生活保護が必要な方は生活保護制度になが仕組みを構築し、いわゆる水際作戦とならないように指導を徹底すること。

- ⑥ 各振興局に制度の着実な構築と適切な運用を行うよう指導徹底をはかること。
- ⑦ 各市町村への情報提供・調整を行う等支援すること。
- ⑧ 制度の運用を通じて、貧困を生み出す社会的背景や政策課題を明らかにさせ、生活困窮者を生み出さないための政策・制度の改善にフィードバックすること。

(6) 経済的理由で夢を断念させない ～教育・人材育成での機会均等

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談窓口の拡充すること。また、奨学金利用・返還に関する指導・説明等の中で奨学金利用希望者に将来の返済計画も含めた丁寧な説明を実施するよう、各市町村教育委員会、高校を指導すること。
- ② 国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善として以下の要請を実施すること。
 - i) 第1種奨学金（無利息）の枠拡大と、給付型を新設すること。
 - ii) 「有利子貸与制度は、その補完措置とし、財政が好転した場合には廃止を含め検討する」とした1984年国会付帯決議を履行すること。
 - iii) 保証料を引き下げるとともに、保証料納付は返済開始と同時とし、現行の奨学金からの引去りは行わないよう、制度を改善すること。また、返済金の充当順位を、元本、利子、延滞金に変更するとともに、返済制度のありかたを検討すること。
 - iv) 利用者や保護者に対し、繰上げ完済・返済の軽減措置・返済期間の猶予等、返済制度の内容の周知・徹底を図ること。
 - v) 返還期限猶予制度に年収基準を導入すること。
 - vi) 日本学生支援機構の相談窓口の充実すること。（現在は道内1か所）
- ③ 有利子の奨学金についての利子補給等の制度創設を検討すること。

(7) 「勤労者福祉資金融資制度」の充実

融資対象者に非正規労働者が加えられた「勤労者福祉資金融資制度」の周知を図るとともに、対象者に公務・公共サービスにおける非正規労働者を加えること。

4. 多重債務対策

北海道として改正貸金業法の完全施行後の状況を踏まえ、次の課題について国等と連携し強化・創設をはかること。

- (1) 貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、多重債務者対策協議会の充実をはかるこ

と。

- (2) 自治体に配置された消費生活相談員に対する十分な権限の付与と待遇の改善を図ること。
- (3) 民間非営利組織等(労金・生協・NPO等)を活用し、低所得者や債務整理後の借りられない人に対する個人向けセーフティネット貸付の創設・拡充、並びに支援策としての保証制度の確立をはかる。また、国に制度創設を働きかけること。
- (4) クレジットカードのショッピング枠の現金化を悪用した業者による、法定金利相当額を大幅に上回る高額な手数料問題について、対策を強化すること。
- (5) 無価値な商品を担保として特例高金利で貸し付ける、いわゆる偽装質屋問題に対し対策を強ずること。
- (6) ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかること。

5. 消費者行政の充実強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

消費者行政予算の確保、地方消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

(2) 悪質商法(6兆円の経済損失・GDPの1.2%)の根絶で、良質な事業・雇用の創出へ

消費者被害に伴う経済的損失は6兆円とも推計(消費者庁公表値)されており、消費者のみならず善良な事業者や労働者も含めた国民全体の被害を防止する観点から、悪質商法の根絶、消費者行政の充実に責任をもって取り組むこと。

(3) 消費者教育推進地域協議会の設置

消費者教育推進法で地方自治体の努力義務とされている「消費者教育地域推進会議」の設置について、労働者福祉関係者等を含む多様なステークホルダーの参加のもと設置し、実効性のある推進計画を策定すること。また、消費者教育の推進に関する施策を実施するため「地方消

費者行政活性化基金」を活用し、消費者教育を推進する適格消費者団体を含めた消費者団体に財政上の措置を講じること。

(4) 特定適格消費者団体設立に対する支援

消費者裁判手続き特例法が成立し、現在消費者庁では特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等の検討会が開かれており、北海道は消費者被害回復業務を担う特定適格消費者団体の認定が過度な監督・規制によることなく、地方にある適格消費者団体が特定適格消費者団体として担えるよう働きかけを強めること。

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが中退共・財形・福利共済・各種融資制度などに係る諸団体等を柱として、サービスセンターを中心にワンストップで対応できるサービスの提供をめざし自立と再生を果たすよう、広域化も含め積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに未設置エリアの解消に努めること。

7. 暮らしの安全・安心の確保

(1) 食品の安全・安心の確保（放射性物質に関する適切な情報提供の実施）

道民に対し、放射性物質に関する適切な情報提供を実施し、原発事故による食品から内部被ばくの実態に関する情報について、現状を正しくわかりやすく積極的に伝えること。

(2) 北海道消費生活条例及び基本計画の見直しについて

① 「灯油問題」を北海道消費生活条例及び基本計画の検討事項に位置づけ、消費生活条例第6章43条に位置づけられている「苦情処理委員会」において、現行灯油価格の妥当性を検証すること。

② 北海道主催で「灯油問題の意見交換会」を定期的を開催することを灯油行政に位置づけること。

(3) 災害時緊急避難所における暖房施設及び燃料確保状況の実態調査を行い、情報公開を行うこ

と。

2012年の登別・室蘭地区の豪雪による大停電の教訓から、冬場の災害時緊急時避難所の避難計画及び暖房器具と燃料・自家発電を十分確保するため、下記の実態について調査するとともに、道民に公開すること。

- ① 緊急時避難所の「避難計画」の有無について
- ② 緊急時避難所の暖房器具確保状況について
- ③ 緊急時避難所の暖房用燃料の確保状況について
- ④ 緊急時避難所の自家発電装置及び自家発電用燃料確保状況について

(4) 災害時避難勧告等の発出にあたり、関係自治体との連携を十分深めること。

(5) 北海道条例108号「省エネルギー・新エネルギーの促進条例」の周知徹底及びこの間の進捗状況を検証すること。また、本道の自然条件を生かした、地産地消型のエネルギー政策を着実にすすめること。

(6) 大幅な電気料金の値上げは、個人の暮らしは勿論、企業活動にも多大な影響を与えることから、慎重な対応と情報提供を事業者に求めること。また、低所得者向けの支援を実施すること。